

入札公告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和8年5月25日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター所長 山下 秀幸

1. 調達内容

- (1) 調達件名 かけまわし漁法の新たな漁具漁法のシミュレーション検証業務
- (2) 調達仕様 入札説明書による
- (3) 履行期限 令和9年3月31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、地方公共団体を除く。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札方法及び提案書等の提出方法

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提案書等の提出方法

入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、入札者は、提案書、誓約書及び提案書頁番号欄に該当頁を記載した評価項目一覧を、下記6.の入札書及び提案書等の提出期限までに提出場所に正1部を提出するとともに電子媒体にてメール送信すること。

4. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。入札説明書には、応札資料作成要領、評価項目一覧、評価手順書を含む。

① 直接交付

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課
電話 045-277-0179
FAX 045-277-0209

②

宅配便着払いによる交付
任意様式に「かけまわし漁法の新たな漁具漁法のシミ

ュレーション検証業務入札説明書宅配便着払いにて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

- ③メールによる交付
任意書式に「かけまわし漁法の新たな漁具漁法のシミュレーション検証業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

5. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和8年6月12日までに上記4. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

6. 入札書及び提案書等の提出期限及び提出場所

令和8年6月22日 17時00分

4.①に同じ

入札書及び提案書等は上記日時までに提出するが、開札は提案書等の審査を終了した下記8. の日時及び場所にて行う。

7. 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧（提案要求事項）に記載している評価基準に基づき、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、全て満たなければ不合格となる。

8. 開札の日時及び場所等

令和8年6月29日 13時30分

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25

GRC横浜ベイリサーチパーク 6階

国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室

開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため、落札者の決定まで時間を要することがある。

また、上記7. で不合格となった者の入札書は、開札しない。

9. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要。

- (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札し、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした他の者のうち総合評価の方法をもって落札者を決定することがある。

- (6) 入札者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

- (7) 詳細は入札説明書による。

10. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/plledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名

かけまわし漁法の新たな漁具漁法のシミュレーション検証業務

2. 業務目的

近年、海洋環境変動に伴い様々な水産有用種の分布生態に変化が生じており、北海道の一部海域では主要漁獲対象種であるスケトウダラの分布水深帯がより深くなり、かつ、海底から浮上して分布する様子も確認されている。この状況は、従来の漁具漁法による漁獲が困難になることに繋がっており、例えば、当該魚種を漁獲する沖合底びき網漁業の効率的な操業を阻害する一因にもなっている。そこで、本業務では、北海道地区の沖合底びき網漁業を対象に、海洋環境変動に強靱な漁業生産体制を構築するための取り組みに対応する。具体的には、同漁業のかけまわし漁法の操業対象深度帯を拡げるための離着底漁具の開発および当該漁具を用いた操業の最適化の可能性を探ることをねらいとし、シミュレーション技術を用いて漁具仕様毎あるいは操業方法毎の違いによる操業時における水中内の曳き綱も含めた漁具全体の挙動（以下、「漁具挙動」と言う。）を詳細に把握することを目的とする。

3. 納品場所

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
GRC 横浜ベイリサーチパーク 6階
国立研究開発法人水産研究・教育機構 開発調査センター

4. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

5. 業務内容

(1) 業務目的に沿ったシミュレーション検証の目標設定

本業務の開始にあたって、かけまわし漁法の操業対象深度帯の拡大を図るための具体的な漁具の状態（網口の開口条件（水平方向の拡がり（m）および鉛直方向の高さ（m））および漁具全体の網なり）の目標を国立研究開発法人水産研究・教育機構開発調査センター（以下、「開発調査センター」と言う。）との協議により定めること。なお、目標数値の設定の際は、最終目標のみではなく、中間目標を定めて段階的に検証を進める場合も想定する。

(2) かけまわし漁法の操業対象深度帯の拡げるための離着底漁具の漁具仕様と操業方法を見出すためのシミュレーション

(ア) 上記(1)で定めた目標を達成するための新たな漁具（ただし、網部分のみ）の初期仕様について

て、開発調査センターが指定する漁船の規模・主機関出力に見合った漁具抵抗を有するものを設計して網図面を作成すること。

- (イ) 上記(ア)で設計した新たな漁具の初期仕様を対象とし、開発調査センターが別途で提供する情報(漁船の規模・主機関出力、曳き綱構成(長さおよび太さ・本数・水中重量)、網図面)およびデータ(操業時の航跡(時刻・緯度・経度・船速))を用いてシミュレーションを実施すること。シミュレーションの実施前には、開発調査センターとあらかじめ協議して3パターン以上の操業条件を決めた上で、漁具挙動をシミュレーションすること。
- (ウ) 上記(イ)で行ったシミュレーション結果を基に、上記(1)で定めた目標の達成に向けて必要な網部分の仕様や操業条件の変更内容と、新たに行うシミュレーションの3パターン以上の操業条件を開発調査センターとの協議においてそれぞれ決定し、協議結果に基づいて漁具挙動を再シミュレーションすること。
- (エ) 上記(イ)あるいは(ウ)の内容を概ね2か月の期間で繰り返しながら検証を進めることとする。なお、上記(1)で設定した目標を達成した場合であっても、業務期間中においては開発調査センターと協議した上でさらに良い条件を確認する等のシミュレーション検証を継続すること。
- (オ) 上記(ア)で示す開発調査センターから提供した曳き綱構成は変更しないことを基本とするが、必要に応じて網部分に追加する形での曳き綱の追加は可能とする。
- (カ) 元の曳き綱構成を変更する必要性が生じた場合は、上記(ア)に示す開発調査センターから提供した網図面の漁具を用いた操業時の漁具挙動も改めて再シミュレーションし、曳き綱構成を変更した影響を検証するものとする。

6. シミュレーション技術に求められる性能

- (1) 本業務で使用するシミュレーション技術は、以下の(2)から(5)の条件を満たすこと。
- (2) かけまわし漁法における操業時の水中内の漁具全体の挙動について、漁船の動きおよび使用する曳き綱の構成や網部分の任意の仕様に応じた違いを見出せること。
- (3) 操業時における漁具全体に生じる漁具抵抗および任意の位置の荷重を推定し、数値データとしてそれぞれ出力可能であること。
- (4) 操業時における網部分の任意の網目の拡がり測定し、数値データとして出力可能であること。
- (5) かけまわし漁法における実際に計測した漁具挙動とシミュレーションで得られた漁具挙動の結果に大きな違いは無いことを確認済みであり、本業務の目的の達成に十分な性能を有すること。

7. 新たな漁具の提案

本業務の請負を希望する者は、上記5.(2)の(ア)で示した新たな漁具の初期仕様のたたき台となる網図面を応札時に提出する企画提案書において提案することを可能とする。なお、当該の網図面の作成に係る費用は本業務の請負を希望する者に帰すものとするが、応札時の経費として積算

することは可能とする。また、当該の網図面の作成に必要となる情報は、下記 9. (7) に準じて開発調査センターから提供する。詳細は開発調査センターが別途で配布する応札資料作成要領を参照のこと。

8. 成果物の提出

- (1) 全てのシミュレーション結果は任意の形式の電子ファイルで提出すること（ただし、開発調査センターとの協議の場合における紙資料の提出は可とする。）。また、提出された電子ファイルの形式が汎用的なソフトウェアで読み取り不可能な場合は、当該電子ファイルの読み込みが可能なツール等を開発調査センターの担当者が永久的に使用可能なライセンスを含めて無償で提供すること。
- (2) 上記 6. (3) および (4) の数値データは、開発調査センターの担当者からの求めに応じて適宜で提出すること。なお、上記 (1) で示した開発調査センターに無償提供されたツール等により開発調査センターの担当者において出力対応が可能な場合はこの限りではない。
- (3) 本業務の報告書（PDF ファイル）を本業務期間内に開発調査センターに提出すること。報告書の記載内容および様式は任意とする。
- (4) 開発調査センターに提出する全ての電子ファイルはハードディスク等の 1 つの記録媒体に保存した状態で提出すること（ただし、電子メールやクラウドサーバー経由で送信可能な場合は、その方法で提出しても構わない。）。

9. その他

- (1) 本業務の実施にあたって、請負者は確実に実施するための十分な知識および技術を有する人員を確保し、業務期間において維持すること。
- (2) 請負者は、本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は開発調査センターと協議を適宜行うこと。また、開発調査センターから協議を指示した際はそれに応じること。
- (3) 開発調査センターの担当者と請負者の協議は開発調査センターが主催するオンラインツールによる Web 上において行うか、請負者が指定する場所に開発調査センターの担当者が訪問して行うこととする。
- (4) 請負者は、本業務の実施にあたり開発調査センターから提供を受けた全ての情報およびデータ等について、本業務以外での使用は出来ず、また、第三者への提供および閲覧を禁ずるものとする。
- (5) 本業務で得られた全てのデータおよび成果物の所有権は開発調査センターに帰属することとし、開発調査センターは本業務で得られたデータおよび成果物を請負者の許可を得ることなく公表することができるものとする。
- (6) 請負者は、本業務で得られた全てのデータおよび成果物の利用に関して、開発調査センターと協議し、承諾を得たうえで利用・公表を行うことができるものとする。
- (7) 上記 6. (5) で示したようにシミュレーション技術の性能が本業務の目的の達成に十分であるか

どうかを本業務の請負を希望する者が独自の負担において確認する場合、開発調査センターは必要に応じてそのために必要な情報およびデータとして、参考となる漁船の規模・主機関出力、曳き綱構成（長さおよび太さ・本数・水中重量）、網図面、操業時の航跡（時刻・緯度・経度・船速）および漁具挙動の実測データ（漁具の各部位の深度履歴等）を、当該の情報およびデータの利用は本件のみの利用とする旨を含めた秘密保持契約を締結した上で、本業務の請負を希望する者に提供する。

- (8) その他詳細については、開発調査センター担当者の指示に従うこと。